

## 県立高校生徒通学費支援事業 Q&A

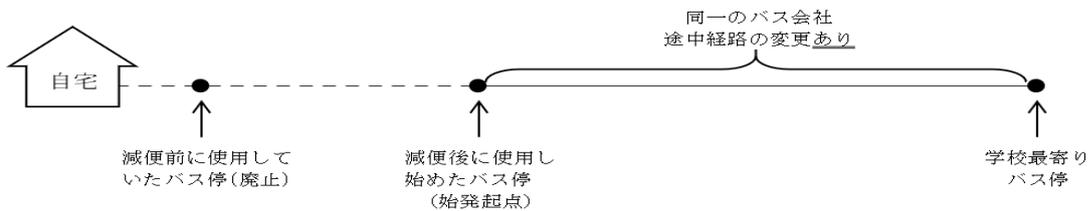
No.	質問項目	質問内容	回答内容
1	増額前の金額証明について	ICカードを利用しており、定期券の更新は券面に上書きされています。領収書は、券面の印字で兼ねられており、コピーはとっていません。どのように証明すればよいですか。	バス事業者(鹿児島市交通局, 南国交通)には, 利用者から証明の申出があれば定期券(ICカード等含む)の履歴をもとに過去の証明を行うことができることを確認しています。(過去1年間の購入証明) その他, ICカードに対応するスマートフォンの読み取りアプリ等の画面コピーで確認できるものと考えています。
2	増額前の金額証明について	公共交通機関に依頼すれば, 増額前の金額についての証明書等を発行してもらえるのですか。 (すべての公共交通機関で対応してもらえるのですか。)	バス事業者(鹿児島市交通局, 南国交通, 鹿児島交通)からは, 利用者から申出があれば, 過去の料金表を提供できることを確認しています。
3	減便と値上がりとの関係について	バスの値上げは多くの路線でされているかと思うが, その値上げが減便による影響を受けたものかどうかはどうやって判断するのですか。 全ての値上がり分を減便・廃止の影響と考えていいですか。	減便・廃止の影響による定期代の増額とは, 減便・廃止によって路線や通学ルートの変更, 通学方法の変更を余儀なくされたために定期代が増額した場合と考えています。 (減便・廃止以前に利用していた公共交通機関及び利用区間が, 現在利用しているものと同じであれば補助の対象とはなりません。) ※裏面図参照
4	補助対象者について	路線バス等が廃止・減便されたことにより, 最寄りのバス停が遠くなり, バス停まで自家用車で送り, その後路線バス等に乗車する場合は補助対象となりますか。 (自家用車→バス等→学校)	対象となります。(公共交通機関利用部分のみ) 減便・廃止によって変更した現在利用の路線が, 通学に要する運賃, 時間, 距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学の経路及び方法であり, その路線が減便・廃止された影響で, 以前より通学費が増額していると認められる場合は対象となります。 (自家用車部分は対象外)
5	補助対象者について	路線バス等が廃止・減便されたことにより, 最寄りのバス停が遠くなり, バス停まで電車を使用了後, 路線バス等に乗車する場合は補助対象となりますか。 (電車(JR等)→バス等→学校)	対象となります。 減便・廃止によって変更した現在利用の路線(乗り換えも含めて)が, 通学に要する運賃, 時間, 距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学の経路及び方法であり, その路線が減便・廃止された影響で, 以前より通学費が増額していると認められる場合は対象となります。(電車部分も対象)
6	補助対象者について	路線バス等が廃止・減便されたことにより, 定期券等によらず日々通学手段が異なる場合は補助対象となりますか。	対象となります。 定期券等がない公共交通機関等は, その公共交通機関の往復または片道運賃に使用日数を乗じた額を月額として増加額を算定します。そのため, 『別紙1乗車確認表』の添付が必要です。 (別紙1が必要な場合は, 事務室までご連絡ください。)
7	補助対象者について	1年生は, 減便・廃止後の入学となりますが, 4月当初から補助対象となりますか。	対象となります。 令和6年度の県立高校への入学生についても, 進路決定の時期等を考慮し, 路線バス等の減便・廃止の影響により, 入学時に想定しない定期代の負担が生じる生徒に対する支援と同様の支援を行います。

No.	質問項目	質問内容	回答内容
8	補助対象者について	減便・廃止の影響により、4月から通学区間を「学校まで」ではなく「最寄りのバス停まで」へ変更しました。4月以前と以降で、定期券の通学区間が異なりますが、補助対象となりますか。	対象となります。 減便・廃止によって変更を余儀なくされた現在利用の路線が、通学に要する運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学の経路及び方法であり、その路線が減便・廃止された影響で、以前より通学費が増額していると認められる場合は対象となります。
9	補助対象者について	昨年度までは公共交通機関を利用していなかった生徒（2・3年生）が、今年度4月から通学方法が公共交通機関へと変更した場合は、補助対象となりますか。	対象になりません。 「減便等の影響を受けたことにより定期代等が増加した場合」に該当しないため、補助対象になりません。
10	定期券の区間の変更について	減便により、満員のため最寄りのバス停での乗車ができなくなったため、始発のバス停から乗車する定期券を購入することになった場合は、支援事業の対象となりますか。	対象になりません。 補助金の交付の対象となる経費の算出は、通学に要する運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学の経路及び方法による運賃の額によるものとなっています。
11	公的補助金助成を受けている場合の提出書類について	市町村による公的補助金の助成を受けている場合または申請している場合は、どのような書類が申請に必要ですか。	補助金決定通知の写し等、補助金額がわかるものを交付申請書とともに提出してください。

※ No.3について（図説）

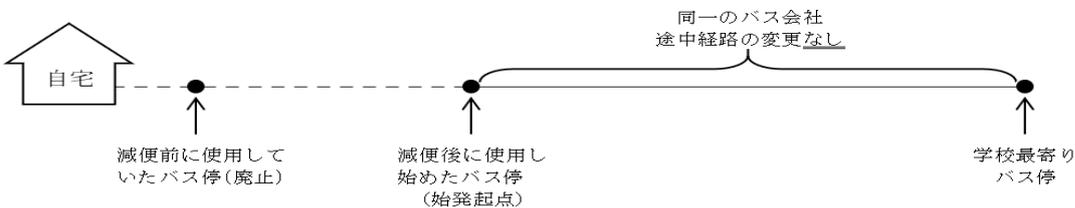
【給付金の対象となる】

- 同一の運行会社、途中経路に変更がある場合

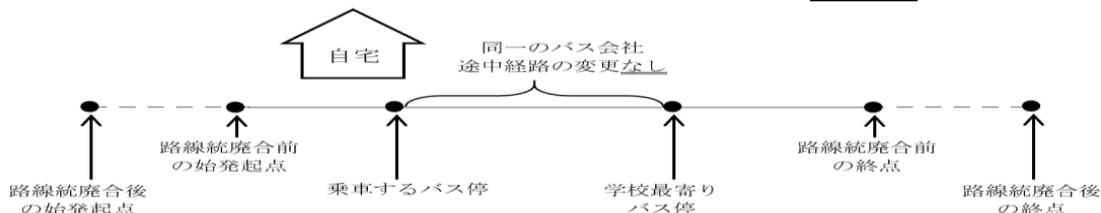


【給付金の対象とならない】

- 同一の運行会社、途中経路が同じ場合（乗車場所（始発地点）の変更以外変更なし）



- 同一の運行会社、途中経路の変更がない場合（路線統廃合に伴う新規路線。起点と終点の変更あり）



【条件付きで給付金の対象となる】

- 他の運行会社へ変更した場合。

<条件>

減便の影響を受けて、他会社へ変更せざるを得ない状況が生じている場合。

（例）減便により、バスの始発が学校の始業時間に間に合わない 等

この他に質問等ございましたら、甲南高校事務室までお問い合わせください。（県教育委員会へ照会します）